

判例の4類型——どの型かを選ぶようにする（後編）

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから刑法#20 / 動画: <https://youtu.be/IKGCypGTrkw>

第3章 因果関係 ③／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1

前回の2つの決め手を、1枚で受ける

短答・論文共通

前回の2つの決め手——今日は、これを型に仕分ける

|決め手①

- 死因を形成したのは誰の行為か

|決め手②

- その介在事情を経由する危険性が、行為に含まれていたか

|今日の問い

- 4つの型と、②の実物を確認する

図：前回の2つの決め手——今日は、これを型に仕分ける

前回の2つの決め手、覚えていますか？1つ目は、死因を形成したのは誰の行為か。答案に書くときは、形成した、を使ってください。2つ目は、その介在事情を経由する危険性が、行為に含まれていたか。今日は、その道具を使う準備をします。判例を、4つの型に、仕分けていきましょう。初めて見る事件でも、どの型かが分かれば、決め手にすぐ届きます。型は、「行為のあとに、誰の何が挟まったか」で分かっているからです。たとえば、被害者に持病があっただけの事案なら、挟まった行

動はありません。そのときは、1つ目の決め手だけで決まる——と、見る前から分かります。

だから型は、答えではなく、探す場所の目印になります。

2

4つの型の地図——判例を仕分ける引き出し

短答・論文共通／論文の骨格

4つの型の地図——判例を仕分ける引き出し

型	介在するのは誰の何	代表判例
①被害者の特異体質・隠れた病変が存在する場合	行為時からすでに被害者側に存在した事情	最判昭和46年6月17日
②被害者の行為が介在する場合	被害者自身が行為後にとる行動	最決昭和59年7月6日／最決昭和63年5月11日（柔道整復師）／最決平成16年2月17日（治療ミス）
③行為者の事後行為が介在する場合	行為者自身が行為後にとる行動	大判大正12年4月30日
④第三者の行為が介在する場合	行為者・被害者いずれでもない第三者の行為	最決昭和49年7月5日／最決平成2年11月20日（大阪南港・既出）／最決平成4年12月17日／米兵ひき逃げ（既出・唯一の否定例）

トランク事件（最決平成18年3月27日・既出）は、この一覧に無い＝自前の位置づけ

図：4つの型の地図——判例を仕分ける引き出し

判例を仕分ける、4つの型を確認しましょう。この4つは、私が作った言葉ではありません。教科書が、そのまま使っている言葉です。①被害者の特異体質・隠れた病変が存在する場合。骨粗鬆症の事案が、これでした。②被害者の行為が介在する場合。この型には、代表的な判例が複数あります。柔道整復師の事件や、治療ミスの事件も、ここに入ります。いい疑問です。治療の事件がなぜ②なのかは、あとで似た設例で確かめましょう。この型のいちばん分かりやすい形は——暴行から逃げようとした被害者が、自分で危険な場所に入ってしまう場合です。③行為者の事後行為が介在する場合。

資材置き場の設例が、これでした。④第三者の行為が介在する場合。前回見た、大阪南港事件と、米兵ひき逃げ事件が、ここに入ります。ただし、米兵ひき逃げ事件だけは、④の中で唯一の否定例です。④に挙がる判例のう

ち、否定は米兵ひき逃げ事件だけです。実は、面白いところなんです。トランク事件は、この一覧に、一度も出てきません。②③④のどこにも、名前が挙がっていません。分類はできます。ただし、自分で位置づける前提です。直接手を下したのは、追突した第三者でしたよね。だから、④に置くのが自然だと、私は考えます。型を自分で選べるようになることが、今日の目標の一つです。では、②の型を、実際の判例で確かめましょう。

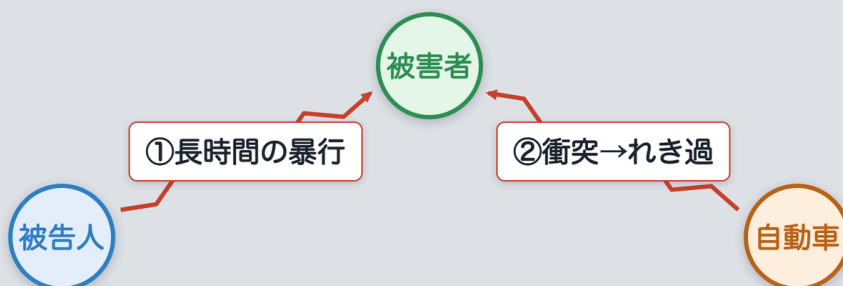
ただし、④ではなく、②の実物です。被害者の行為が介在する型を、いちばんはっきり教えてくれます。

3

高速道路侵入事件——②の物差しを実物で確かめる

論文の骨格

高速道路侵入事件——暴行から高速道路への進入まで



公園で約2時間10分・マンションで約45分間の暴行——靴下のまま逃走、約10分後、約763～810m先の高速道路へ進入＝因果関係を肯定

図：高速道路侵入事件——暴行から高速道路への進入まで

では、②の実物です。事案から見ていきましょう。被告人4名が、他の2名と共謀して、暴行を加えました。公園で、深夜、約2時間10分。間断なく、激しい暴行を、繰り返しました。そのあと、マンションの居室で、約45分間。断続的に、同じような暴行を、続けています。被害者は、すきを見て、逃げ出しました。靴下を履いたまま、部屋から逃走したんです。被告人らに、極度の恐怖を抱いていました。逃げ出してから、約10分後——追跡から逃れるため、高速道路に進入しました。マンションから、約763メートルないし——約810メートル、離れた場所です。そこを、疾走してきた自動車に、衝突されました。

後続の自動車にも、ひかれて、亡くなりました。ここで、1つ目の決め手を、聞きます。直接、被害者を死なせたのは、追突した車ですよ。では、死因を形成したのは、誰の行為でしょうか。死因を直接作ったのは、運転者——つまり他人の行為です。死因を作ったのが行為者なら、そこで肯定——でも、ここはそうではありません。だから、1つ目では決まりません。死因を直接作ったのが他人のときは、2つ目の決め手に進みます。被害者が高速道路に入ったのは、逃げるためでした。その行動が、暴行の危険の延長線上にあるか——2つ目の決め手で見ます。判旨を、見てみましょう。

判例

最高裁判所第二小法廷決定・平成15年7月16日（刑集57巻7号950頁）

高速道路侵入事件 以上の事実関係の下においては、被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為であるというほかないが、被害者は、被告人らから長時間激しくかつ執ような暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、**その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない**。そうすると、被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価することができるから、**被告人らの暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定した**原判決は、正当として是認することができる。

高速道路への進入は、それ自体、極めて危険な行為だとしています。ただ、そのうえで、長時間、激しい暴行を受けたとも言っています。極度の恐怖の中、必死に逃げる過程で、とっさに選んだ行動だ、と。そして、暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当ではない。前回の3つの事件では、出てこなかった言い方です。2つ目の決め手を、被害者の行動というかたちで問うときの、言い方で

す。逆に、逃げ方が著しく不自然、不相当だったときは、結論は逆になります。結論として、被害者の死亡は、被告人らの暴行に起因する、とされました。

傷害致死罪です。暴行の結果、死なせてしまった罪、という扱いです。この言い方を、次

のセクションで、他の型とも比べましょう。

4

型は答えではない——結論は2つの決め手に戻る

論文の骨格

型は答えではない——決め手②は形を変えて同じ問いをする

型	決め手②の具体的な問い方
③行為者の事後行為 (資材置き場)	発覚を恐れて運んで放置するのは、しばしば起きることか
④第三者の行為 (南港・トランク)	追突される、さらに暴行を加えられるのは、しばしば生じる事態か
②被害者の行為 (高速道路侵入)	被害者の行動が、行為から逃れる方法として著しく不自然・不相当であったとはいえないか
①特異体質・隠れた病変 (エレベーター)	決め手②は問わない 行為時の事情のみなので、決め手①だけで肯定に決まる

どの型でも、最後に問うのは同じ2つの決め手

図：型は答えではない——決め手②は形を変えて同じ問いをする

ここまでで、②の実物を確かめました。今日、いちばん伝えたいことを、話します。4つの型は、答えを教えてくれるものではありません。そこが、誤解しやすいところです。型は、どこを見ればいいかを教える、引き出しのラベルです。結論を決めるのは、いつも、2つの決め手です。2つ目の決め手の、聞き方が、型によって変わるからです。中身は同じでも、聞き方が違います。例えば、③の型——資材置き場の設例でしたね。2つ目の決め手を、どう問いましたか。「発覚を恐れて運んで放置するのは——」「しばしば起きることか」でしたね。では、④の型——南港やトランクでは、どうでしたか。

「追突される、さらに暴行を加えられるのは——」「しばしば生じる事態か」でしたね。ここで1つ、大事なことがあります。③と④は、聞く形が同じです。変わるのは、当てはめる

事実——行為者自身の行動か、第三者の行動か、だけです。では、②の型では、同じ問いを、どう言い換えられますか。今日見た、判旨の言葉を、思い出してください。「被害者の行動が、行為から逃れる方法として——」「著しく不自然・不相当であったとはいえないか」。それが、②の型での、2つ目の決め手です。どちらも、介在事情が、行為の延長線上にあるかを、問うています。

①は、2つ目の決め手を、そもそも問いません。行為の後に、何も介在していないからです。1つ目の決め手だけで、肯定に決まります。2つ目に進んだときは、前回の手順どおり、原則は否定です。2つ目を満たせば、例外的に肯定になります。では、いくつかの事例で、練習してみましょう。

5 混合ミニ事例で選ばせる

論文の骨格

混合ミニ事例——8問、型を混ぜて出す

|出題

- 8問——既出4問＋自前の設例4問を混ぜて出題

|答えるのは2つ

- ①どの型か ②決め手①・②のどちらで決まるか

|心構え

- 全問正解が目的ではない——迷ったら、2つの決め手に戻る

図：混合ミニ事例——8問、型を混ぜて出す

では、8問の、混合ミニ事例です。既出の4問と、初めて見る自前の設例4問を、混ぜて出します。答えるのは、2つです。どの型か。そして、1つ目と2つ目、どちらの決め手で決まるか。目的は、正解の数ではありません。迷ったときに、2つの決め手に戻る——その姿勢が、大事です。Q1です。エレベーターで、AがBさんの肩を軽く小突きました。Bさんは骨粗鬆症で、骨折し、亡くなりました。①特異体質・隠れた病変が存在する場合です。決め手は、どちらで決まりますか。骨粗鬆症は、行為の時点で、すでにあった事情です。誰が知っていたかも、関係ありません。結論は、肯定です。Q2です。Aが殺意で、鉄パイプでBさんを殴りました。傷は、軽い打撲で済みました。ところが、夜間救急でカルテを取り違えられ、禁忌薬を投与されました。Bさんは、それで亡くなりました。

④第三者の行為が介在する場合です。決め手は。死因を作ったのは、医師の投薬です。寄与度も、大きいですね。前回の物差しです。介在事情が、結果にどれだけ効いたか、を見ます。では、カルテを取り違えて禁忌薬を投与されることは、しばしば起きる事態でしょうか。経由する危険は、行為に含まれていません。原則どおり、否定です。Aは、殺人未遂にとどまります。Q3です。これは、初めて見る設例です。Aの暴行で負傷したBさんが、病

院に行きませんでした。無資格の民間療法師に、通い続けたんです。施術の影響もあって、Bさんは、亡くなりました。

そう見えますよね。ただ、よく考えてほしいんです。手を下したのは、たしかに療法師です。でも、評価すべき介在行為は、何でしょうか。型は、挟まった行動が誰のものかで決まります。施術は、その選択の先に起きています。実は、評価されるのは、「誰に治療してもらうか」を選んだ行動です。それは、被害者自身の行動です。だから、②被害者の行為が介在する場合、になります。治療の中身を評価するなら、③④です。でも、通院先を選んだ行動を評価するなら、②になります。この問題は、型を見極めるところまでが、到達点です。決め手のあてはめは、判例の中身に踏み込む話になるので、ここでは置いておきます。Q4です。Aの暴行で、Bさんが倒れました。そこに、通りすがりの、見ず知らずのCが通りかかりました。Cは、悪ふざけで、Bさんを蹴り上げ、道路に転がしました。そこを、通行中の車にはねられ、Bさんは亡くなりました。

④第三者の行為が介在する場合です。決め手は。死因を作ったのは、Cの行為です。経由する危険は、あったと言えるでしょうか。関連性は、弱いと言わざるを得ません。原則どおり、否定に傾く方向で、考えられます。同じ

④でも、しばしば生じる事態かどうかで、結論が変わります。Q5です。Aが殺意で、鉄パイプでBさんを殴打しました。Bさんは、昏倒しました。発覚を恐れたAは、Bさんを資材の陰まで運び、放置しました。冬の夜、屋外にさらされたBさんは、低体温症で亡くなりました。③行為者の事後行為が介在する場合です。決め手は。

死因は、Aの放置です。経由する危険は、あったと言えます。例外的に、肯定です。Aは、殺人罪の既遂になります。Q6です。強盗目的で、Bさんを昏倒させたAがいます。発覚を恐れたAは、今度は、資材の陰ではありません。増水した川に、Bさんを投げ込んで、逃走しました。Bさんは、溺死しました。はい、Q5と、同じ③行為者の事後行為が介在する型です。決め手は。死因は、Aが投げ込んだことです。しばしば起きることと言えますか。Q5と、比べてみてください。Q5より、行為との関連性は、弱いと言えます。原則どおり、否定に傾く方向で、考えられます。

関連性の強さで、結論は、変わります。Q7です。Aの暴行で、Bさんが転倒しました。実は、Bさんは血友病で、出血が止まりませんでした。そのまま、亡くなりました。①特異体質・隠れた病変が存在する場合です。決め手は。結論は、肯定です。最後、Q8です。大阪南港事件です。被告人が暴行を加え、資材置き場に放置しました。生きている間に、何者かが角材で頭部を殴打しました。Bさんは、脳出血で亡くなりました。④第三者の行為が介在する場合です。決め手は。死因は、被告人の暴行です。第三者の暴行は、寄与度が小さいんです。2つ目の決め手の話にすら、なりません。結論は、肯定です。

Q5とQ8は舞台が同じでも、型も決め手も逆——前回、その2つを1枚で比べました。型は、舞台では決まりません。大事なのは、型を当てることより——その中で、決め手を、自分で使えることです。

混合ミニ事例——答え合わせ

	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8
型	①	④	②	④	③	③	①	④
決め手のポイント	介在なし	死因＝医師の投薬 しばしば起きない	通院先を選んだ行動	死因＝見知らぬ人の暴行 しばしば起きない	死因＝放置 しばしば起きる	死因＝川へ投棄 Q5より関連性が弱い	介在なし	死因＝被告人の暴行 第三者の暴行は寄与小
結論	肯定	否定 →未遂	型のみ確定	否定傾向	肯定 →既遂	否定傾向	肯定	肯定

Q3・Q4・Q6は自前の設例——教科書の裏づけが無いので、結論は開いたまま

図：混合ミニ事例——答え合わせ

では、8問を、1枚にまとめておきます。型が同じでも、結論が割れることがある。それが、今日、いちばん体感してほしかったことです。

6 あてはめフレーズ集

論文の骨格

あてはめフレーズ集——答案でそのまま使える言い方

| 決め手①を立てる

- (死亡した事案) 死因を形成したのは、～の行為である

| 決め手②・肯定 (行為者/第三者の事後行為型)

- ～という事態は、しばしば起きる (生じる) ことであり、その介在事情を経由する危険性が、行為に含まれていた

| 決め手②・肯定 (被害者の行為型)

- 被害者の行動は、～から逃れる方法として著しく不自然、不相当であったとはいえない

| 決め手②・否定

- ～は、経験則上、当然予想しえられるところであるとは到底いえない

図：あてはめフレーズ集——答案でそのまま使える言い方

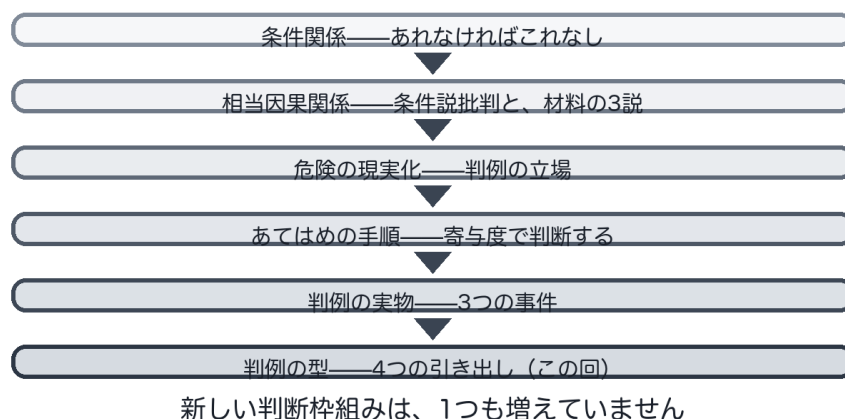
締めくくりに、答案でそのまま使える言い方をまとめます。まず、1つ目の決め手を立てるとき。「死因を形成したのは、～の行為である」。死亡以外の結果なら、寄与度の大小に戻ります。次に、2つ目の決め手で肯定する場合は、行為者自身や、第三者の、事後の行動が介在する型です。「～という事態は、しばしば起きることであり——」「その介在事情を経由する危険性が、行為に含まれていた」。次は、被害者自身の行動が介在する型です。今日の②の実物、高速道路侵入事件で使った言

い方です。「被害者の行動は、～から逃れる方法として——」「著しく不自然、不相当であったとはいえない」。

最後に、2つ目の決め手で否定する場合は、「経験則上、当然予想しえられるところであるとは——」「到底いえない」。この4つを、持ち帰ってください。初めて見る事件でも、答案の骨格を、自分で組み立てられます。

◆ 今日の地図 (保存版)

第3章 因果関係——ここまでの1本の流れ



図：第3章 因果関係——ここまでの1本の流れ

では、この章の全体を、1本の流れで振り返りましょう。まず、条件関係——あれなければこれなし、という出発点でした。そこから、条件関係だけでは足りない、という批判が出

ました。そのうえで、相当性を判断する材料をめぐる、3つの説が対立しました。主観説・客観説・折衷説の3つです。そして、判例の立場は、危険の現実化です。あてはめの手順として、寄与度という物差しを持ちまし

た。そして今日、その判例たちを、4つの型に仕分けました。新しい枠組みは、1つも増えていません。これまでの道具を、仕分けて、検索しやすくただけです。

7 まとめ——次章への送り

短答・論文共通

今日、持ち帰るもの

|4つの型

- ①特異体質・隠れた病変 ②被害者の行為 ③行為者の事後行為 ④第三者の行為

|②の実物

- 高速道路侵入事件

|型は答えではない

- 結論は2つの決め手に戻る

|決め手

- ①死因を形成したのは誰の行為か
- ②その介在事情を経由する危険性が、行為に含まれていたか

※ 結果的加重犯／同時傷害の特例／強盗致死傷の死傷の原因／不能犯の危険判断との対比

図：今日、持ち帰るもの

今日の内容を、まとめます。判例を仕分ける、4つの型でした。①特異体質・隠れた病変、②被害者の行為が介在。③行為者の事後行為が介在、④第三者の行為が介在。そして、②の実物として、高速道路侵入事件を読みました。そして、いちばん伝えなかったことです。型は答えではなく、結論は、いつも2つの決め手に戻ります。死因を形成したのは

誰の行為か。経由する危険が、行為に含まれていたか。8問の演習で、実際に、選ぶ練習もしました。最後に、答案でそのまま使える、フレーズ集も持ち帰りました。はい、これで、因果関係の話は、終わりです。次は、第4章、故意と錯誤に進みます。

認識とのズレは、因果関係の錯誤という論点として、次の章で扱います。